

来年度から導入！ 電子申告 カンタン解説

来年度、平成15年度から電子申告が導入されること、ご存知ですか？
まあ、あまり知られてないですよ。
私どもも、「そうか、もう来年度からなんだ...」という感じですから。

そこで今回は、電子申告について、今わかっていることを、できるだけカンタンにお伝えしたいと思います。

(1) 具体的にはいつから？

所得税は平成15年分、すなわち平成16年3月の確定申告から電子申告がスタートする予定です。

法人税についてはおそらく、平成16年3月期の申告、すなわち16年5月末申告期限の申告からスタートするものと思われます。法人については、来年の4月以降スタートする期の申告からになるということです。

(2) 電子申告の対象になる税目は？

電子申告の対象になるのは、申告所得税、法人税および消費税からとなります。これらはすべて申告納税方式によるものであり、申告者数も多いため、納税者の利便性をはかるためにまずは、これらからということでしょう。

他の税目については、順次導入されていくとのこと。

その他、各種申請書および届出書、納税証明書の請求・発行などもネットを通じて行なうことができるようになるとのこと。法人の設立届けや移転届け、各種の特例の適用などが、ネットで提出することができるようになります。これは非常に便利ですね。今は、国税局のネット上に届出書フォームなどがありますが、結局は打ち出して手書きして、押印して、郵送するわけですから、その手間が省けるのは大歓迎です。

(3) 電子納税もできるのか？

申告や届出の他に納税もネット上でできると便利ですよ。

実は、それも今回の電子申告のメニューに含まれています。

現状、納税については、税務署、金融機関の窓口、振替納税（所得税）などの方法がありますが、今後の電子申告化に伴い、納税もネットを通じて行なえるようになります。現在検討されているのは、ATMによる納税、インターネットバンキングによる納税です。インターネットバンキングについては、銀行との契約も当然必要になってきます。

企業の立場から考えると、毎月納付する源泉所得税などは、早く電子申告&納税ができると良いのですが、それは次の段階のようです。

(4) 電子申告の手法は？

インターネットを使った方式でいく予定です。アメリカやオーストラリアなど電子申告先進国では、専用電話回線によるダイヤルアップ方式が主流になっているようですが、日本は一步進んでインターネットを活用しようということです。

そもそも諸外国が専用電話回線で行なっているのは、データのセキュリティの問題やシステム構築のしやすさ、導入時期（インターネットが普及していなかった）等の問題によるものです。高度なセキュリティが可能となり、誰もがインターネットに接続可能な現状であれば、インターネットを活用する方式が納税者も受け入れやすいと思います。

また、利用するソフトウェアについても、官民の棲み分けを考えているようです。簡単な還付申告や届出等は、国税庁のホームページ上で手続きができる、法人税や所得税などは、民間の会計ソフトや申告ソフトに電子申告の機能を付加して、そのソフトウェアのメニューから申告ができるようになる、という具合です。

いずれにしても、納税者や会計事務所にとって使い勝手が良くないと、普及の妨げになりかねません。

(5) 本人確認をどうするか？

電子申告の手続き上、最も留意しなければならないのが、本人確認の問題です。送信、申告したのが本当に本人なのかを、どのように確認するかです。

現状考えられているのは、まず納税者が「**電子申告等開始届出書**」(仮称)を税務署に提出します。

その後、税務署から識別番号と暗証番号が送られてきます。この手続きに関しては、セキュリティの関係上、書面でのやりとりに限定しています。

また、申告を代行する税理士についても「**電子申告等開始届出書**」を税務署に提出して、識別番号と暗証番号を取得する必要があります。

これらの番号がない限り、電子申告のシステムにログインすることができない仕組みとなるわけです。

さらに、**電子申告書に関しては、納税者および税理士の電子署名および電子証明書の添付が必要になってきます。**これらについては、民間の電子認証システムや認証機関を使うのか、税務署独自のものを使うのか、などを社会情勢を見ながら検討いくことになります。

以上のような措置を講ずることにより、本人確認はほぼ十分行なえるのではないかと考えられています。

(6) セキュリティの問題は？

前述のとおり、電子申告はインターネットを介して行なわれることになるので、セキュリティの問題が非常に重要になってきます。すなわち、ネットワーク上での申告情報の盗み見や漏洩、あるいは申告データを受け取る税務当局のシステムにおける情報の適切な管理の問題などです。

これに関しては、ネットワーク上を流れる**申告等データについては暗号化措置を施す**とともに、**受付センターにおいては厳格な監視システムを導入する**などの対策を講じていくとのことでした。

東京メトロポリタン税理士法人
税理士 北岡 修一

ハッカー対策などが 100%大丈夫ということはありませんが、現状できうる最高レベルのセキュリティ対策を導入していく必要があるでしょう。まずは、電子申告に対する信頼を納税者から得ることが導入期の最大のポイントではないでしょうか？

(7) 添付書類について

現在、書面による申告においては、申告書に様々な添付書類をつける必要があります。

たとえば、申告所得税であれば「給与所得の源泉徴収票」や「青色決算書」、「所得の内訳書」、「保険料の控除証明書」、「医療費の領収書」などがあります。また、不動産の譲渡があった時などは、「契約書」や「登記簿謄本」、「譲渡費用の領収書」、「住民票」など様々なものがあります。

電子申告になった場合、これらの扱いはどうなるのか、実務的には非常に気になるところです。

この添付書類については、その内容や性格によってその扱いが異なってくることになりそうです。納税者やその代理である税理士が作成するたとえば「青色決算書」などは、申告書と一緒に送信することが認められます。

ただし、「保険料の控除証明書」や「医療費の領収書」など、第三者が作成するものについては、書面により別途提出することになりそうです。

せっかく電子申告になるのだから、できるだけ書面による提出はしないで済む方法を検討してもらいたいものですが、どうも当初は別途提出せざるを得ないようです。

たとえば譲渡の特例等で提出する「住民票」などは、住基ネットなどと連動して確認することはできないのでしょうか。あるいは、「契約書」などは必要事項をフォーマットに記入してそれを送信すればよい。原本については保存義務をつけておく、ということでも済むのではないのでしょうか。単にインターネット等の活用を考えるだけでなく、ネット時代に適した制度そのものを検討すべきではないかと考えます。

(8) 最後に

以上、制度の概要を見てきましたが、いくつか私見を付け加えさせていただきたいと思います。

まずは、消費税についてですが、これは今後いろいろ制度が変わってきそうです。

簡易課税の縮小・廃止や、免税点（3,000万円）の引き下げ、場合によっては法人は全て課税ということもあり得ます。

さらに、仕入税額控除は、帳簿控除方式ではなく、インボイス方式への変更も言われています。

また、それに伴い毎月申告・納付への変更も検討されています。

このような改正を行なう際には、その課税の流れまで十分に検討し、電子申告にも連動する形を検討すべきではないだろうか。そうでないと事務ばかり増え、事業者の負担は膨らむばかりになりかねません。

次に、前述したように源泉所得税などは毎月納付なので、これも電子申告・納税の対象にして欲しいということ。それに連動して、年末調整時の源泉徴収票や法定調書の提出も電子申告化すると企業としては非常に効率化できると思います。もちろん、それを代行する私ども会計事務所も非常に効率的に業務が進められるようになります。

最後に、私どもの立場からすると、必ずしも電子申告＝ハッピーというばかりではないかも知れません。というのも、個人の事業所得者などは、自宅で会計ソフト・申告ソフトを使って、自分で申告する方が増えてくると予想されるからです。（すなわち、税理士の仕事は減っていくということです。）

でも、これは時代の流れで受け入れていかざるを得ないことでしょう。私どもは、その申告におけるネットでのアドバイザーであったり、より難しい判断の伴う業務のサポートに業務の軸足を移していく必要があるということです。電子申告の導入は、IT時代における我々の役目を、今一度見直す機会でもあります。